

鳥獣保護区の指定概要

番号	8	区域の名称	黒滝大峯山系鳥獣保護区	
区域面積	鳥獣保護区 10,694 ha	特別保護地区	0 ha	県指定
指定期間	平成27年11月 1日 から 令和7年10月31日まで			
指定区域	<p>吉野郡天川村、川上村及び黒滝村の境界線の合流点を起点として、天川村と川上村の境界線沿いに勝負塚山から大普賢岳に至り、同所から天川村及び上北山村の境界沿いに国見岳、七曜岳及び行者還岳を経て明星ヶ岳に至り、同所から天川村、五條市の境界線を経て頂仙岳に至り、同所から尾根筋を通して川迫川を渡り、なお尾根伝いに観音峯山から洞川龍泉寺を経て大天井ヶ岳に至り、天川村と黒滝村の境界を西進し、三角点(標高一、一六九・六メートル)から約二百メートル西に至り、毛虫地川及び栃倉川を下り、黒滝川に至り、同川を下り、下市町の境界及び国道三百九号線の合流点を経て下市町の境界(稜線)に沿って吉野町、下市町及び黒滝村の境界の合流点に至り、吉野町境界を経て川上村の境界青根ヶ峯に至り、四寸岩山を經由して起点に至る線を結ぶ一円の区域</p>			

参考図面

